

令和 6 年度 うなぎ稚魚漁業許可について

うなぎ稚魚漁業の許可申請に係る説明会

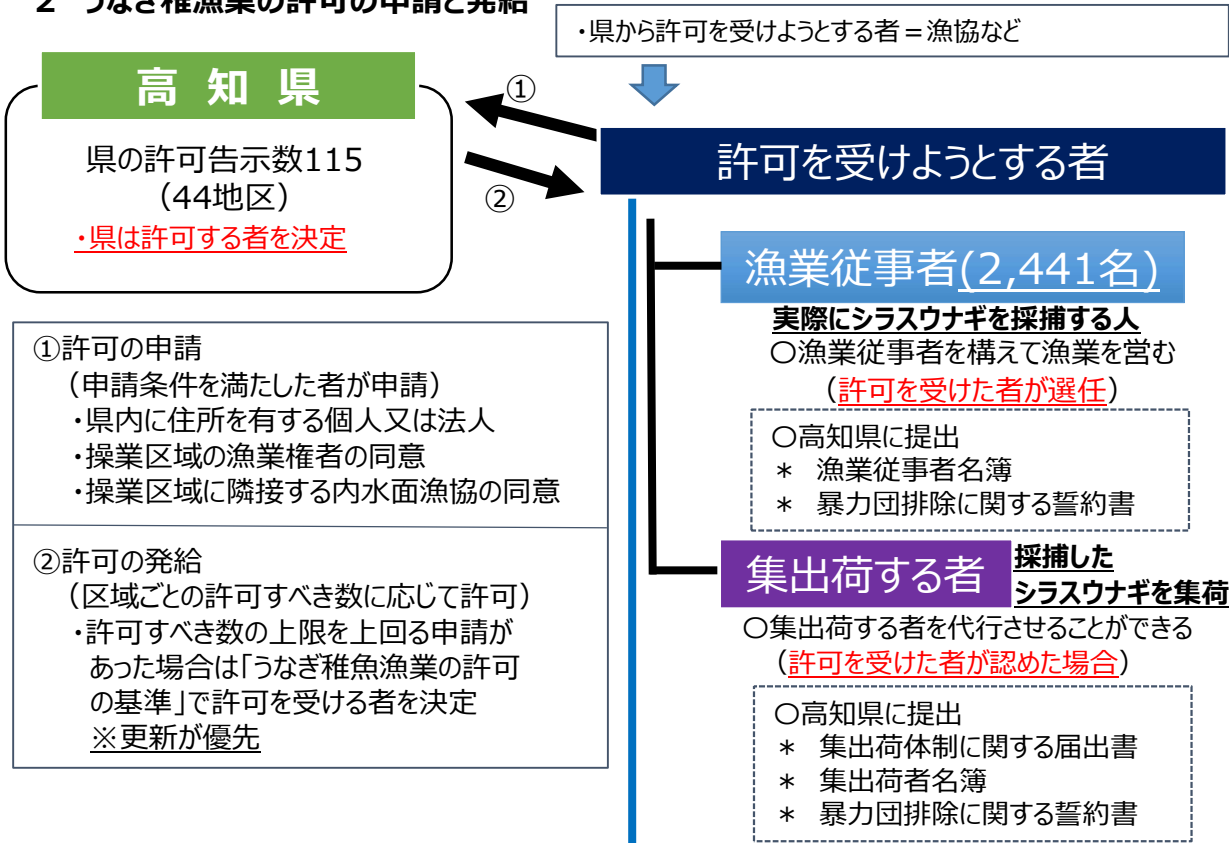
令和 6 年 10 月 8 日（火）
オーテピア 4 階 研修室
高知県漁業管理課

うなぎ稚魚漁業の許可方針の概略

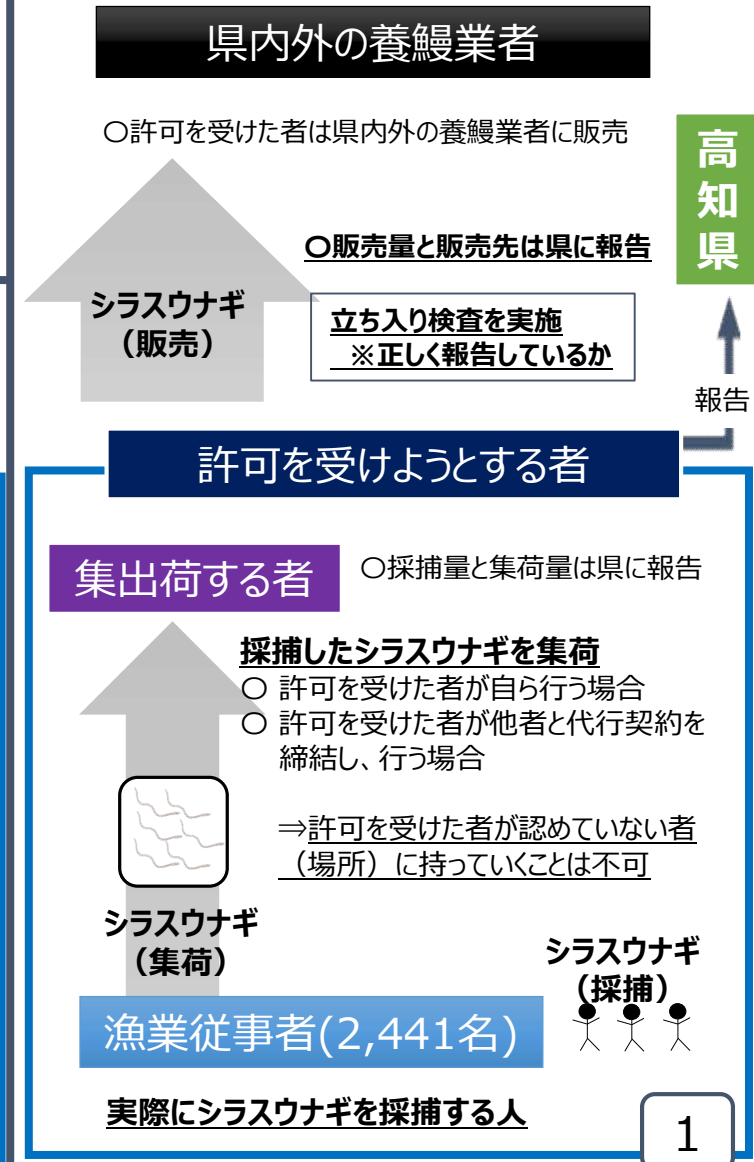
1 令和5年度の知事許可漁業への移行と令和6年度の方針

- 令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定
- 特定水産動植物の採捕の禁止
 - * 許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）
⇒違反者に対する罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金（第189条）
 - * 採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合
- 令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行
- 令和6年度の知事許可漁業は、適正操業、密漁等の防止の観点から見直しを行う

2 うなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給



3 うなぎ稚魚業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売



令和6年度のうなぎ稚魚漁業の主な変更点

○変更しない内容

- ◎漁業時期：1月1日～3月31日（約90日）
- ◎操業区域数：44地区
- ◎許可数の上限：115件
- ◎採捕量上限：600.3kg（国全体で21.7トン）

○変更内容

- 1 漁業従事者数：2,441人
- 2 漁業従事者数の割当て：更新する者を優先的に割当て
- 3 操業等の条件：「漁業従事者証の廃止」、「標識の規定」、「集魚灯一式の見直し」
- 4 操業区域：区域の見直し（御畳瀬）
- 5 報告義務：「指導状況の報告期日」
- 6 適正操業に向けた対応：「漁業従事者証廃止に伴う確認書の追加」、
「適正操業及び海難事故への対策の努力義務規定等の追加」
- 7 違法採捕、非正規流通への対応：「取締り等への協力」、「漁業従事者及び集出荷者の欠格事項の追加」
- 8 許可の優先順位：「報告を正しく行わなかった者に対する優先順位の見直し」

主な変更点の詳細

1 漁業従事者数

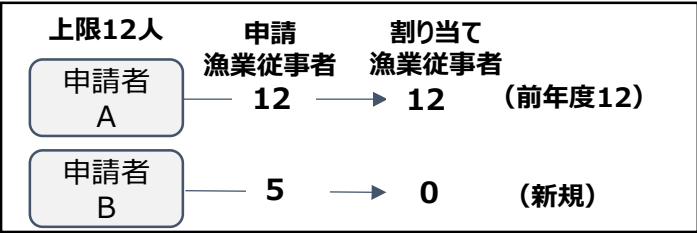
前年度 → 令和6年度（変更）
2,477人 → 2,441人

○変更理由

- ・漁業従事者数が多く、より一層の適正な操業、漁業管理を行っていく必要あり
- ・前年度の漁業従事者数を上限とする

2 漁業従事者の割り当て

令和6年度（追加）
前年に許可を受けた者が改めて申請する場合には、前年の漁業従事者数を上限とし、漁業従事者数を優先して割り当てる



操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	90
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御置瀬	2	30
操業区域19	浦戸 1	2	83
操業区域20	浦戸 2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎 1	2	32
操業区域27	須崎 2	2	25
操業区域28	須崎 3	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144
操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	50
操業区域37	片島	2	36
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	13
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	10
計		115	2441

3 操業等の条件①

令和6年度（変更、追加）

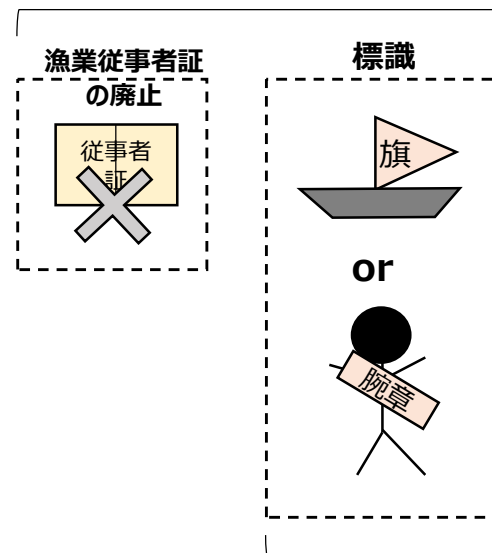
- ① 漁業従事者証（県発行）を廃止し、操業時は標識（許可を受けた者発行）のみを着用するものとする
- ② 標識の複写、貸与、譲渡を禁止
- ③ 標識には、「うなぎ稚魚漁業許可」、「許可を受けた者の氏名」、「年度」、「漁業時期」、「操業区域」、「漁業従事者の氏名」、「従事者番号」を記載し、「従事者の写真」を付けること
- ④ 船舶を使用する場合の標識は旗にすること

○変更理由

- ① 漁業従事者証を廃止しても、標識の着用のみで漁業従事者であることが識別可能であるため
※ 漁業従事者証の携帯規定の廃止について従事者からの要望多数
- ② 標識が漁業従事者を唯一識別するためのものであるため
（標識の複写、貸与等は、偽造による密漁が横行する可能性があるため禁止）
- ③ 取締り時に標識で漁業従事者本人の確認を行うため
- ④ 取締機関が標識の確認を速やかにできるようにするため

漁業従事者証の廃止

令和5年度：両方を必ず携帯



令和6年度：標識のみ必ず携帯

標識偽造の防止

【標識】	
令和6年度うなぎ稚魚漁業許可 (許可を受けた者)	
漁業時期 1月1日～3月31日	写真
操業区域39 (仁淀川)	
従事者番号 氏名	

・実物の1部を県漁業管理課に提出

3 操業等の条件③

前年度 → 令和6年度（変更）

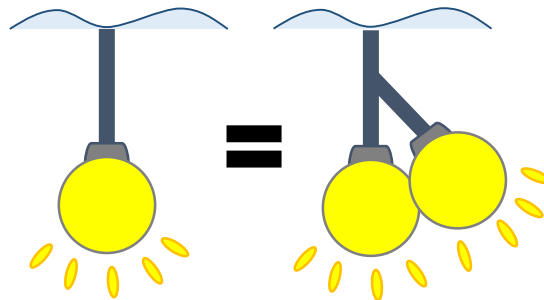
・漁具一式の集魚灯の考え方の見直し
「集魚灯は、うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするもののいずれか1個とするが、複数の光源を容易に脱着できないように1つに束ねたものは1個として認め、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。」

○変更理由

- ・集魚灯複数個を束ねた場合にも1個として認めて欲しいとの要望あり
- ・光力を強めることで、漁獲強度が大幅に向上することはないと考えられるため
※ただし、この緩和に伴い、資源やその他漁業に大きな影響を及ぼすような方法が横行した場合には、次年度以降、規制を強化する

確認書の追加

複数の集魚灯を束ねても1個とする



【注意事項】

取締機関に束ねていないと判断されないように、束ねる場合にはビニールテープで厳重に結束する等、簡単に脱着しないようにすること

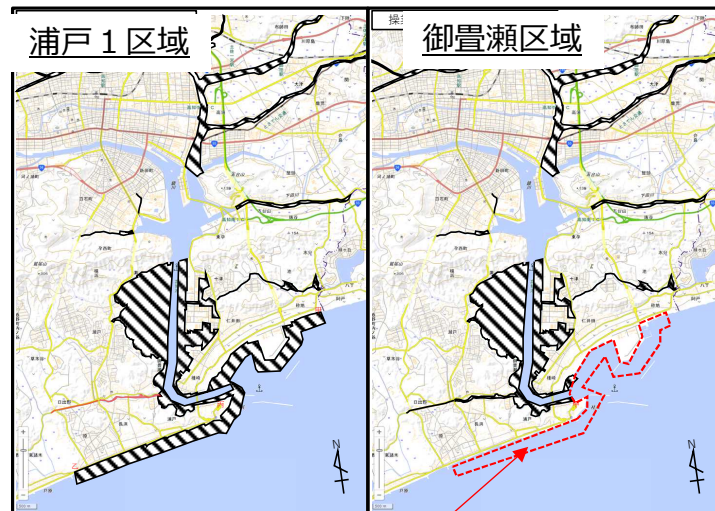
4 操業区域の見直し

前年度 → 令和6年度（変更）

- ①御豊瀬区域を浦戸1区域と同じ区域に変更
- ②四万十川と下田の区域の文言修正

○変更理由

- ①浦戸湾の外海は、操業できる者とできない者が周辺区域で混在していることから、取締り上支障をきたしている。そのため、御豊瀬区域を浦戸区域と同一区域に変更
- ②内水面の漁業権基点と海面の漁業権基点が同一のものであるため、両区域の記載の表現を統一



浦戸湾の外海が区域として認められていない

5 報告の簡素化

前年度 → 令和6年度（変更）

①指導日誌の様式と報告期限を変更

※様式、報告期日：上下旬ごとに月2回報告→漁期終了後にまとめて報告（報告1回のみ）

②3年間、漁獲実績がない区域は許可区域として削除していくことを方針に追加

○変更理由

①報告の手間を省略するため

②適切な漁業管理のために、漁業が実際に行われていない区域は削除する

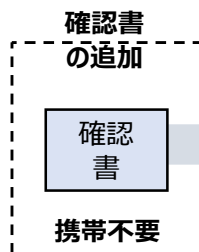
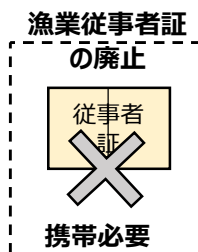
6 適正操業に向けた対応①

前年度 → 令和6年度（追加）

・漁業従事者証の廃止に伴う、確認書の追加

○変更理由

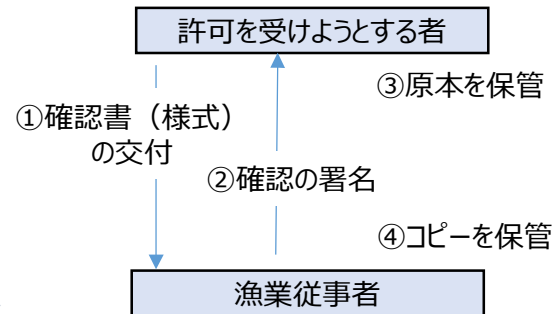
・漁業従事証の廃止に伴い、漁業従事者が自らの使用できる船舶、区域、漁業時期、条件などを確認する書類が無くなるため、これを確認するための書類を追加（※携帯の必要はなし）



確認書の追加

漁業従事者が使用できる船舶、操業区域、採捕の条件等を確認する書類

◎確認書の作成ながれ



◎携帯しなくてもOK

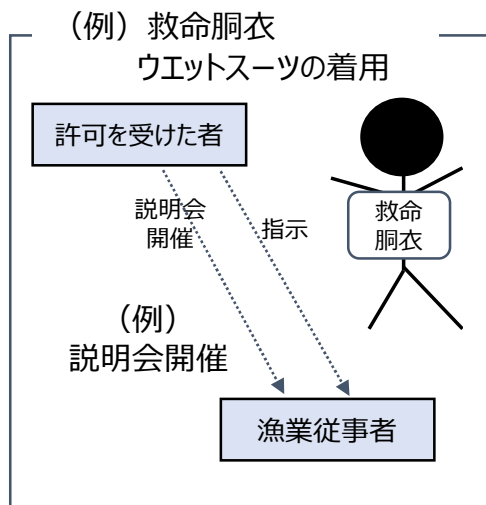
6 適正操業に向けた対応②

前年度 → 令和6年度（追加）

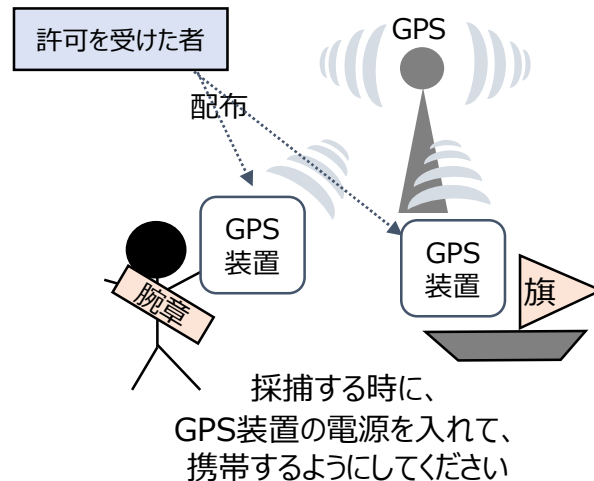
- ・許可を受けた者は、適正操業及び海難事故防止のための対策を講じるよう努めること
- ・許可を受けた者が漁業従事者の適正操業及び海難事故への対応を目的に対策を講じた場合には漁業従事者はそれに従うこと

○変更理由

- ①漁業従事者の違法採捕及び海難事故が発生しているため、許可方針に追加



(例) GPS装置の導入措置を講じた場合



7 違法採捕、非正規流通への対応

令和6年度（追加）

【漁業従事者及び集出荷する者】

- ①漁業監督吏員や漁業法第176条第1項の規定（採捕量等の報告）に基づく検査の協力
- ②欠格事項の追加

- 過去1年間、以下のア～ウのどれかに該当する者は漁業従事者になれない

以下のア～エのどれかに該当する者は集出荷する者になれない（現場責任者も含む）

追加 (ア) 漁業法第176条第1項の規定（採捕量等の報告）に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避した場合

追加 (イ) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合

現 (ウ) シラスウナギの違法採捕

追加 (エ) 他の操業区域又は同一操業区域の別の許可を受けた者の漁業従事者からの集荷した場合

○変更理由

- ①漁業監督吏員の検査について、全面的に協力する必要あり（漁期以外も）（許可の有効期間は1年間）
- ②密漁、非正規流通の抑制のための措置

8 許可の優先順位

【内容】

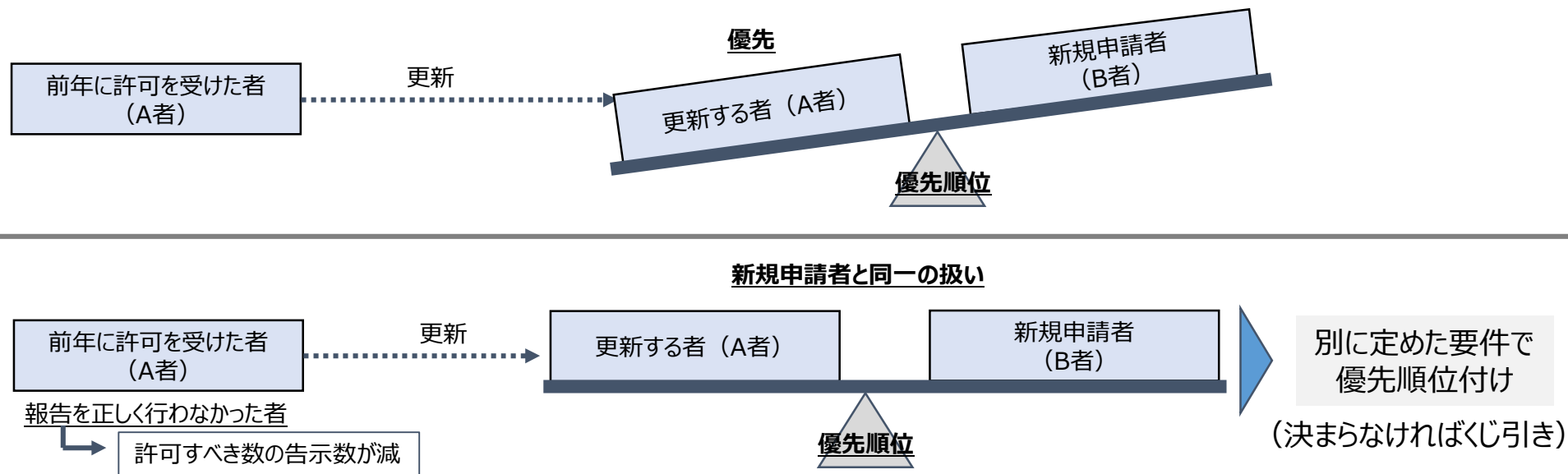
許可を受けようとする者（申請者）が告示数の上限を超えて申請した場合、許可の基準により、申請者を優先順位付し、許可を受けるものを決定する

- ①前年に許可を受けた者が改めて申請したとき（更新する者）は、他の申請者に優先して許可を行う
- ②更新する者以外の申請者（新規申請者）は別に定めた要件で優先順位付け（決まらなければくじ引き）

前年度 → 令和6年度（変更）

- ・前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかった者は、新規申請者と同一の扱いとする

※前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかった者が許可を受けた区域は告示数を次年度1減らす規定あり



○変更理由

- ・前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかった者が優先的に許可を受けることは、適切でないため、新規申請者と同一の扱いとする

注意事項

- ❑ うなぎ稚魚の採捕をする意思のない者は漁業従事者に選任しないこと
- ❑ 許可を受けた者が漁業従事者・集出荷する者を構えて操業する場合は雇用契約を締結するなど関係を明確にすること
- ❑ 許可を受けた者（＝「漁業を営む」）の判断によらず、漁業従事者や集出荷する者の判断でうなぎ稚魚を販売しないこと。また、許可を受けた者がうなぎ稚魚の販売に携わっていない場合は許可を受ける者として不適切なので許可の申請をしないこと
（※ 許可を受ける者がうなぎ稚魚漁業（採捕、集荷、販売）を営む必要がある）
- ❑ うなぎ稚魚漁業の許可は、許可区域において独占的に漁場の利用を許可しているものではないため、採捕の際には施設管理者の指示に従うことや一般の方を漁場から排除することはできないことを、漁業従事者に理解させること
※立ち入りの制限海域がある場合、それについては遵守すること（特に、浦戸湾、高知新港）
※大型船の入出港で危険な海域があるので、それについては注意、配慮をすること
※上記の公益上の支障がある場合などは区域から外すことも検討

注意事項

- 漁業従事者が操業区域、操業の条件などを守り適正な操業を行うように、許可を受けた者は、漁業従事者に確認書の署名と契約の内容等の理解の徹底を図ること

- 操業区域が分かりにくい場合には、許可を受けた者は施設管理者の許可を受けて、目印（木柱又は灯り）等を設置し、操業区域外での操業をさせないこと
※設置する場合には、目印地点が間違いないかを確認

- 許可期間は1年なので、漁期（1月1日～3月31日）以外も許可を受けた者は、集出荷する者、漁業従事者の違反操業の防止、取締り等の協力など適切に指導すること